R5.2.28WGヒアリング 厚生労働省提出資料 ①小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について



小規模保育事業における対象年齢の拡大について

厚生労働省 子ども家庭局保育課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これまでのWGにおける議論と対応案について

これまでのWGでいただいた主な御意見

- 待機児童対策の観点からも潜在的なニーズはあり、また、グレーゾーンのこどもなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国展開が否定される根拠が無ければ、本特例措置を全国展開すべき
- 厚生労働省が特区活用施設にヒアリングした結果を踏まえても、全国展開が認められない根拠はない
- 集団保育が原則としても、地域や保護者のニーズに対応できるよう選択肢を設ける意義がある
- 児童福祉法第6条の3第10項第2号に規定される「地域の実情」の解釈について、「市町村が特に必要と認めた場合」に特例的に認められている点について、現場に身近な市町村がニーズに応じて柔軟に判断できるようなあり方に見直すべき

対応案

- ・ <u>こどもの保育の選択肢を広げる観点から、本特例措置を全国展開することとし、小規模保育事業の対象年齢</u> の取扱いを見直すこととする。
- 具体的には、
- ①<u>小規模保育における3歳以上児の受入れにあたり勘案する「地域の実情」の解釈について、市町村が二一ズ</u> に応じて柔軟に判断できるような新たな解釈を示す</u>(具体的改訂案は次頁以降)

その際、特区活用施設へのヒアリング結果を踏まえ、本特例措置では集団での遊びの種類や機会に課題がある点に留意が必要であることから、小規模保育事業において3歳以上児を受け入れる場合には、集団での遊びの種類や機会を確保するよう工夫、配慮を求めることとする

②さらに、集団保育が原則であるとする法体系は堅持したうえで、本特例措置で認められている**3~5歳児の みの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正**について、次の法改正のタイミングであり方を検討する

小規模保育事業における3歳以上児の受入れに係る現行の取扱いについて

- ✓ 児童福祉法第6条の3第10項第1号に規定されているとおり、小規模保育事業は、満3歳未満のこどもを保育することを目的とした施設とされている。
- ✓ 同項第2号のとおり、地域の実情を勘案して、満3歳以上のこどもを保育することができるが、この「地域の実情」は、過疎地やへき地など近くに保育施設等が無い場合など「市町村が特に必要と認めた場合」に特例的に認められる取扱いとなっている。
- ◎児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄) (事業)

第六条の三

- ⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる 児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

◎事業者向けFAQ

Q7)小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています。(他の地域型保育事業も同様)

ただし、**例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)がない場合や、 きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合など市町村が特に必要と認めた場合**には、3歳以上児を受け入れることも可能です。

小規模保育事業における3歳以上児の受入れに係る取扱いの見直し

✓ 小規模保育における3歳児以上の受入れにあたり勘案する「地域の実情」の解釈について、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できるような新たな解釈を示す。

◎「事業者向けFAQ」の改訂

Q7) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています。(他の地域型保育事業も同様)

ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合、発達障害又はこれに準ずる子どもであって、集団生活を行うことが困難であると認められ、保護者が特定地域型保育事業の利用を希望する場合など市町村が特に必要と認めた保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、満三歳以上の幼児の保育が必要な場合には、3歳以上児を受け入れることも可能です。

◎ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(通知)」

(別紙10)

IV 特定利用地域型保育

- (1)特定利用地域型保育の実施基準
- 特定利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限りにおいて支給することができるものであること。
- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
- ii 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で満3歳を迎えて認定区分が2号となったが、地域において2号認定に係る利用定員に 空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。
- この場合において、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。
- iii 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満3歳以降も、引き続き利用する場合。
- なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。
- iv 発達障害又はこれに準ずる子どもであって、集団生活を行うことが困難であると認められ、保護者が特定地域型保育事業の利用を希望する場合。
- v 上記の他、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、満三歳以上の幼児の保育が必要な場合。